

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 23 日

関係団体 各位

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

疑義解釈資料の送付について（その1）

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第146号）等については、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について」（令和8年3月31日付け障精発0331第3号）等により、令和8年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり発出しましたので、御了知の上、本法制度への御協力を賜りますとともに、関係者に対する本制度への周知につき御配慮願います。

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 23 日

各 地方厚生局健康福祉部
都道府県・指定都市精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

疑義解釈資料の送付について（その1）

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第146号）等については、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について」（令和8年3月31日付け障精発0331第3号）等により、令和8年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いいたします。

【医療観察法病棟入院料】

問1 医療観察法病棟入院料の施設基準において、看護師の月延べ勤務時間数を算出する際、入院対象者の外泊に看護師が付き添う時間は月延べ勤務時間数に含むのか。

(答) 他の入院対象者の看護に影響のない範囲で、病棟外において一時的な外出や外泊を行う対象者に付き添い看護を行う時間を勤務時間数に算入して差し支えない。

ただし、夜勤時間帯に外泊における当該看護を行った場合において、その時間数を「夜勤時間帯において当該病棟で勤務した時間数」、看護師の数を「当該病棟における夜勤を行う常勤の看護師の数」に含まない。

問2 医療観察法病棟入院料の算定に当たっては、予備病床、転用病床に入院している者は入院対象者数に含むか。

また、医療観察法病棟入院料の施設基準の届出における病床数には、予備病床数、転用病床数を含むか。

(答) いずれも含む。

問3 医療観察法病棟入院料の施設基準において配置することとされる作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者は医療観察法病棟に係る業務以外の業務を行うことができるか。

(答) 医療観察法病棟の業務に支障が無い程度であるならば、当該病棟以外の業務の補助をすることは差し支えない。

問4 医療観察法病棟入院料の施設基準において、当該病棟の入院対象者に関する会議に係る時間数は、当該病棟の職員の勤務時間数に含むのか。

(答) 含む。

問5 令和8年6月1日までの届出時点で外部評価会議を行う体制を有していない場合であって、令和8年12月1日までに同体制を整備した場合、改めて届出は必要か。

(答) その通り。

問6 施設基準の届出は前月の実績があれば翌月より医療観察法病棟入院料の変更は可能か。例えば、7月の実績を踏まえて8月の医療観察法病棟入院料の変更をする場合、8月15日に届出すれば8月15日から算定することが可能か。

(答) 可能。

問7 指定入院医療機関運営ガイドラインでは医師の配置及び体制について、「1/2以上は専任」とされているが、その考え方如何。

(答) 専任の医師の常勤換算数の合計が、医療観察法病棟に勤務するすべての医師の常勤換算数の合計の1/2以上になること。

問8 医療観察法病棟入院料及び医療観察多職種協働加算の施設基準における作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数を算出するに当たって、休日を含めて計算する必要があるか。

(答) 常勤換算で計算すること。

【医療観察法病棟入院料（小規格病棟関係）】

問9 小規格病棟を有する病院の病棟の場合、以下すべてを満たす必要があるか。

- 当該病院の病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は常時、当該病院の病棟の入院患者の数が15又はその端数を増すごとに1以上
- 以下のいずれか。
 - ・ 医療観察一般病棟入院料の施設基準を届け出る場合、常勤の看護師の数は、常時、当該小規格病棟の入院対象者の数が4又はその端数を増すごとに1以上
 - ・ 医療観察地域移行支援病棟入院料の施設基準を届け出る場合、常時、当該小規格病棟の入院対象者の数が10又はその端数を増すごとに1以上

(答) その通り。なお、当該病院の病棟が15対1の看護配置を満たしていることの届出は、当該小規格病棟を有する病棟の医科診療報酬の届出様式9の写しで代用が可能。

問10 夜勤を行う常勤の看護師の数は3以上、医療観察看護師夜間6対1配置加算を算定する場合は4以上とされているが、小規模病棟における夜勤を行う看護師の数は、当該小規模病棟を有する病棟においては3以上（医療観察看護師夜間6対1配置加算を算定する場合は4以上）が必要か。

(答) その通り。

【医療観察地域移行支援病棟入院料】

問11 医療観察地域移行支援病棟入院料の施設基準について、「社会復帰期の入院対象者の看護に一定の経験のある看護師」とは如何。

(答) 社会復帰期の入院対象者の看護に従事した経験が2年以上である看護師をいう。

【医療観察看護師夜間6対1配置加算】

問12 医療観察看護師夜間6対1配置加算を算定する場合、当該病棟で直近1年間の平均入院対象者数をもとに算出した1日看護師数（必要数）を満たすと同時に、夜間6対1配置を常時、満たす必要があるか。

(答) その通り。

【医療観察多職種協働加算】

問13 通院対象者社会復帰体制強化加算において、従事者名簿に専任として登録している作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師は、医療観察法病棟における勤務実績があれば、医療観察多職種協働加算における当該病棟に従事する職員として届出は可能か。

また、その場合は、医療観察法病棟の作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師は専従でなくとも、当該病棟における職員数に含むことは可能か。

(答) 可能。

【入院対象者入院医学管理料】

問14 各ステージの入院対象者入院医学管理料について、算定を開始してから2年を超えた対象者（同管理料を算定しない対象者）は、病床数が30床に満たない場合の15～29床に対する加算、特別医学管理加算、医療観察薬剤管理指導料（同指導料を算定している場合は医療観察麻薬管理指導料）の算定は可能か。

(答) 可能。

【急性増悪包括管理料2】

問15 急性増悪包括管理料2については、届出を行い、新たに急性増悪包括管理料2の算定を開始することとなった日から何日間の算定ができるか。

(答) 届出を行い、新たに急性増悪包括管理料2を算定することとなった日を起算日として90日以内においては、届出の効力発生前に新規入院した通院対象者(入院期間90日以内)を、新規の通院対象者とみなし、入院日から起算して90日を限度として算定する。

(届出発生前に入院30日間であれば、届出後は60日間のうちは算定できる。)